

平成27年5月15日

各位

会社名 グローブライド株式会社  
代表者 代表取締役社長 岸 明彦  
(コード番号 7990 東証第1部)  
問合せ先 取締役総務部長 寺田 和英  
(TEL. 042-475-2101)

## 株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の第60回定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式併合

##### (1) 併合の目的

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

東京証券取引所に上場している当社といたしましては、この趣旨を尊重して、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするとともに、株主の皆様の権利に出来るだけ影響を及ぼすことがないように、株式併合（10株を1株に併合）を実施するものであります。

##### (2) 併合の内容

###### ① 併合する株式の種類

普通株式

###### ② 併合の方法・比率

平成27年10月1日をもって、平成27年9月30日の最終株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合をもって併合いたします。

###### ③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成27年3月31日現在）	120,000,000株
株式併合により減少する株式数	108,000,000株
株式併合後の発行済株式総数	12,000,000株

(注)「株式併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

###### ④ 併合の影響

株式併合により、発行済株式総数は10分の1に減少いたしますが、純資産は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

当社の株主構成

(平成27年3月31日現在)

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
10株未満所有株主	323名 (2.92%)	652株 (0.00%)
10株以上所有株主	10,746名 (97.08%)	119,999,348株 (100.00%)
総株主	11,069名 (100.00%)	120,000,000株 (100.00%)

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様323名(所有株式数の合計652株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または、当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 併合の条件

平成27年6月26日開催予定の第60回定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

上記「1. (1) 併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更日

平成27年10月1日

(4) 変更の条件

平成27年6月26日開催予定の第60回定時株主総会において、上記「1. 株式併合に関する議案」及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

【ご参考】

株式併合及び単元株式数の変更に係る効力発生日は平成27年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成27年9月28日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

株式併合の実施に伴い、併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させるとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第6条を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成27年10月1日をもって効力を生じ旨の附則第1条を設け、同日をもって本附則を削除することといたします。

(2) 変更の内容

下記のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>293,366,000株</u> とする。当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。  (新 設)	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>30,000,000株</u> とする。当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。  附 則 第1条 <u>第6条(発行可能株式総数)の変更は、平成27年10月1日をもって効力を生じるものとし、同日をもって本附則を削除する。</u>

(3) 変更の条件

平成27年6月26日開催予定の第60回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更の日程

①取締役会決議日	平成27年5月15日
②定時株主総会決議日	平成27年6月26日(予定)
③株式併合の効力発生日	平成27年10月1日(予定)
④単元株式数変更の効力発生日	平成27年10月1日(予定)
⑤定款の一部変更の効力発生日	平成27年10月1日(予定)

以 上

(添付資料)

【ご参考】 株式併合と単元株式数の変更に関するQ&A

## 【ご参考】

### 株式併合と単元株式数の変更に関するQ&A

#### Q1 株式併合と単元株式数変更とはどのようなことですか？

株式併合とは複数の株式を合わせてそれより小さい数の株式にするものです。今般、当社では10株を1株とすることを予定しております。

#### Q2 単元株式数とは何ですか？

単元株式数とは会社法によって定められ、証券取引所での株式の売買単位となっている株式数であり、株式総会の議決権の単位ともなっている株式数です。

現在の当社の単元株式数は1,000株ですが、今般単元株式数1,000株を100株とすることを予定しております。

#### Q3 株式併合と単元株式数の変更を何故実施するのですか？

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内の上場株式の単位株式数、すなわち売買単位を最終的に100株にすることを目標としており、当社としてはこれに応えるため、売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するものです。

また、単元株式数の変更とともに株式併合を実施することとし、10株を1株に併合いたします。なお、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式市況の動向など他の要因を別とすれば、今回の株式併合により株主様がご所有の株式数は10分の1となりますが、1株あたりの資産価値は10倍になります。したがって、株主様がご所有の当社株式自体の資産価値に影響はありません。

#### Q4 株主の所有株式・議決権はどのようになるのですか？

株式併合と単元株式数の変更を同時に行った際、その効力発生前後では下記ようになり、所有株式数は減少いたしますが、議決権数は変わりません。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	6,000株	6個	600株	6個	なし
例②	3,500株	3個	350株	3個	なし
例③	304株	なし	30株	なし	0.4株
例④	1株	なし	なし	なし	0.1株

株式併合の結果、1株に満たない端数（以下「端数株式」）が生じた場合は、全ての端数株式を当社が一括して売却または買い取り、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いいたします。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式になります。株主様の保有機会を失わせてしまいますことを深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

例③、④の株主様におかれましては、株式併合前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

**Q 5 株式併合は資産価値に影響与えないのですか？**

株式併合の前後で会社の資産や資本に変化はありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値が変わることはありません。

ご所有株式数は併合前の10分の1となりますが（1,000株が100株）、1株あたりの純資産額は併合前の10倍となります。

また、株価につきましても理論上は併合前の10倍となります。

**Q 6 所有株式数が減れば受け取ることができる配当金は減りませんか？**

ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して1株あたりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

なお、端数株式につきましてはQ4に記載とおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

**Q 7 スケジュールはどのようになっていますか？**

株式併合および単元株式数変更のスケジュールは以下のとおりです。

平成27年6月26日	定時株主総会決議日
平成27年9月25日	当社株式の売買単位1,000株での売買最終日
平成27年9月28日	当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更 株価に株式併合の効果が反映
平成27年10月1日	株式併合と単元株式数変更の効力発生日

**Q 8 株主は何か手続きをしなければならないのですか？**

株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

**[お問い合わせ先]**

当社の株主名簿管理人

みずほ信託銀行 証券代行部

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番5号

(電話) 0120-288-324 (フリーダイヤル)

[受付時間 平日 9:00~17:00]

以上